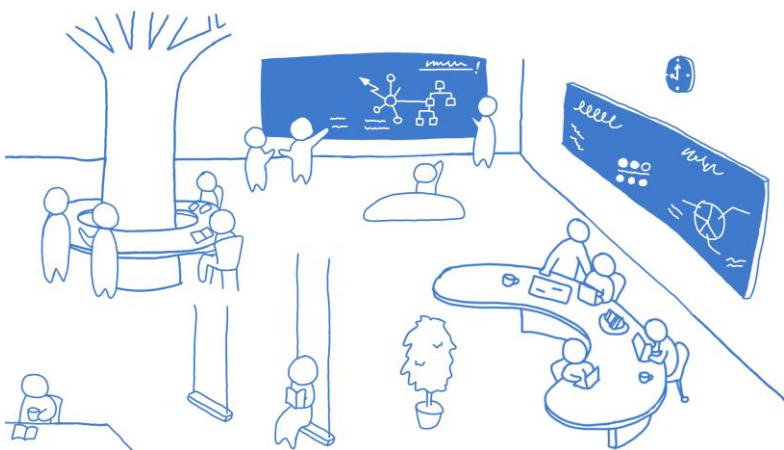


基本方針

～官民連携まちづくり ぐんまモデル～

群馬県は、公共施設・空間の民間活用を積極的に進めます



今あるモノの使い方を変える。
それにより、日常の風景を変え、
みんながより豊かな生活に…

令和 7年 3月
群馬県

● 基本方針

群馬県は、公共施設・空間の民間活用を積極的に進めます。

● 背景～群馬県の“経営課題”～

近年、人口減少や少子高齢化など、群馬県を取り巻く環境は変化しています。またそれらに伴う社会保障費や老朽化した施設の維持管理費の増大などにより、県財政の圧迫も想定されています。

そこで、群馬県では以下の基本方針により、「まち（都市・地域）を経営する」という観点から、経営課題の解決を図ります。

「まちを経営する」とは…

官（行政）と民がそれぞれ持っている人、モノ、資産を最大限に活かし、稼ぎやすいまちをつくることにより、利益を生み出し続ける地域とし、地域経済の活発化により、持続可能な地域とすることを言います。

● 群馬県 官民連携まちづくり基本方針

群馬県は、『**公共施設・空間の民間活用を積極的に進める**』ことにより、地域経済の活性化やエリア価値の向上、県民の幸福度の向上により持続可能な群馬県の実現を目指します

「まちを経営する」ために
県が新たに取り組む第一歩、手法の一つとして…

公共施設・空間
+
民間の経営力

公共サービスのあり方と、歳入確保の方法を同時に変える

エリア価値や県民幸福度の向上により
持続可能な群馬県へ

● 活用に当たっては、以下の基本原則に従って進めます。

公共施設・空間活用の基本原則

- ① 地域の魅力（エリア価値）向上につながる活用であること
- ② 県民・民間・群馬県の三方にメリットが生まれる活用であること
 - ・ 県民への多様なサービス提供の一助となるもの
 - ・ 民間の実施主体に利益をもたらし、持続可能なもの
 - ・ エリア価値の向上による税込増、利用料の納付又は維持管理費の低減につながるもの
- ③ 他の利用者の対象地利用（本来目的での利用）を著しく妨げるおそれがない活用であること

● 推進に向けた具体的な取組 ～ぐんまモデルの実践～

民間事業者の自発的な活用につながる“土壌づくり”を行います

●群馬県は何をするの？

公共施設・空間の民間活用が進まない理由として、内在する“壁※”があります。群馬県では、官民連携まちづくり“ぐんまモデル”のファーストステップとして、その“壁”を取り除く取組とともに、民間活用の事業化に向けた支援を行います。

※ 制度・使い方がわからないといった「事業・制度の壁」や管理主体の固定観念が強く残っている「意識の壁」など

ぐんまモデルを実践するための具体的な取組

民間活用の事業化支援

= 「事業・制度の壁」を取り除く

● 入り口を広げる (民間事業者の活用を促す)



ぐんま
トライアル・
サウンディング



● 事業者を支援する

事業者
アドバイザー
ボード



“お試し利用から始める”県管理の公共施設・空間の活用公募を行います。

専門家がアドバイザーとして、事業化へ向けての支援をします。

詳しくはP8へ

意識を変える・取組を広げる

= 「意識の壁」「事業・制度の壁」を取り除く

● 取組を広げる



道路・公園
・河川（河原）
・公共施設の
手続きガイド

● 波及・浸透させる

シンポジウム・
人材育成・
情報発信



活用のための、制度や基準、手続きの流れなどをまとめたガイドブックを作成します。

まちづくり人材育成の研修や活用可能物件等の情報発信、市町村との連携を行います。また事業者と施設のマッチングイベントなども行います。

●公共施設・空間の活用にあたっての基本的な考え方

持続可能なまちづくりにつながる取組をします

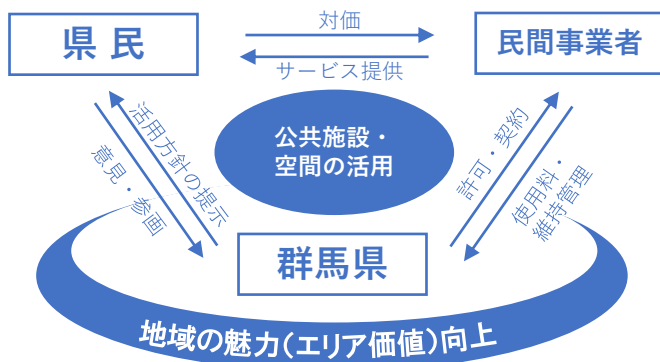
●なぜ公共施設・空間の活用を進めるの？

公共施設・空間をもっと自由に

道路や公園などの公共施設・空間は、身近な生活空間です。

その場で、これまでになかった様々なサービスが提供されることで、より豊かな県民の生活につながります。

そのため、公共施設・空間の使い方を変えることで、地域経済活動の“きっかけ”を生み出します。



県民・民間・群馬県“三方よし”のイメージ図

“三方よし”の取組へ

行政運営が厳しさを増す中、官民がそれぞれもっている人・モノ・資産を活かし「稼ぎやすいまち」をつくることで、地域経済をまわし、利益を生み出し続ける持続可能なまちづくりにつなげます。「まちを経営する」観点を持ち、県民・民間・群馬県“三方よし”の姿の実現に向け、公共施設・空間の活用を進めます

日常の風景につなげる取組を

活用パターンは短期的、長期的なものが考えられます。いずれにしても、公共施設・空間における経済活動が日常の風景となり、エリア価値を向上させる観点を持った取組が対象となります。

一方で、一時的な賑わい創出を目的とした利用では、持続的な経済循環につながらないため、取組の対象外とします。

短期利用

- ・地域内に新しい事業者を結びつける手段としての定期イベント
- ・関係者間のイメージを共有するために、実際の風景を見せる場としての社会実験 など

長期利用

- ・公共施設・空間を民間のサービス用途に転換し、収益で設備投資費用を回収しつつ、地域ビジネスを展開
- ・都市再生推進法人による一定期間の道路占有 など

○ 地域の魅力（エリア価値）向上

＝ 一時的な賑わい創出 ＝

●取組推進・展開（まちづくりへの波及）

県管理の公共施設・空間から始めて、周辺エリアへ波及させます。

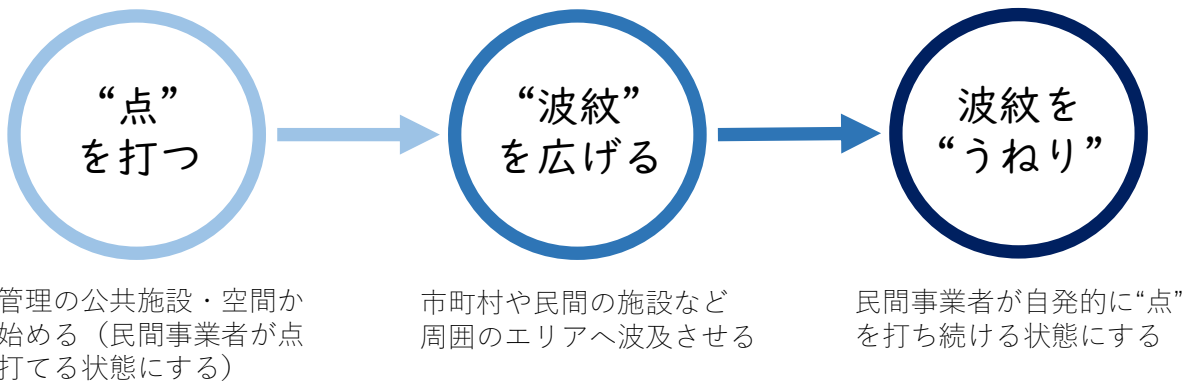
●なぜ公共施設・空間から始めるの？

公共施設・空間は県民の暮らしにおいて、日常的に利用する施設・空間です。生活する上で“当たり前の施設”の使い方を変えることで、住民が変化を感じ、まちや地域へインパクトを与え、周囲の地域経済活動への波及を狙います。

公共施設・空間から始め、周囲へ波及させる流れが「官民連携まちづくり“ぐんまモデル”」の基本コンセプトです。

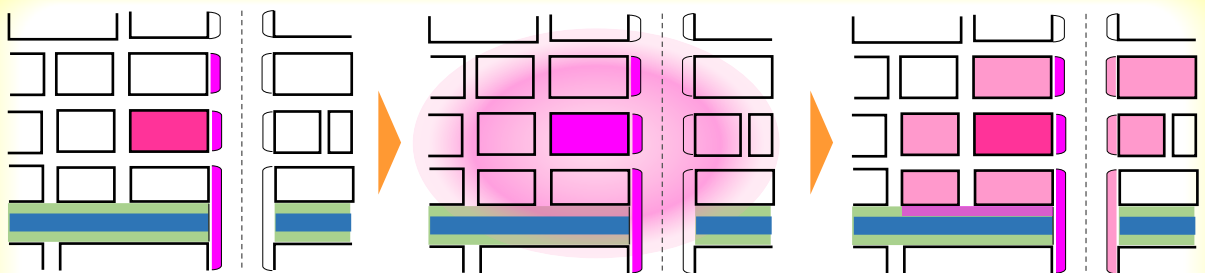
県管理の公共施設・空間から始める。
そして周囲へ広げる。

その流れがいずれ“うねり”となり、
民間事業者の自発的な活動へつなげる。



エリア全体の価値を向上させ、
持続可能な地域へ！！

【県管理の公共施設・空間から広げるイメージ】



公共施設・空間を民間事業者が活用できる状態にする

周囲のエリアや民間施設に変化を波及させる

民間事業者の自発的な地域経済活動につなげる

<凡例> ■：県管理の公共施設・空間

- 県管理の公共施設・空間において、積極的な民間活用を呼び込むことで、地域経済活動の“きっかけ”を生み出します。
- 地域経済活動を周囲へ波及させるため、事業者支援や市町村連携を行います。

● 例えばどんなことができるの？

カフェ、マルシェ、アウトドアフィールド事業など様々です。

道路であれば道路占用許可、河川であれば河川敷地占用許可、県有施設であれば、行政財産使用許可など、現行基準をもとに、民間事業者の活用を進めます。

【道路活用の例】



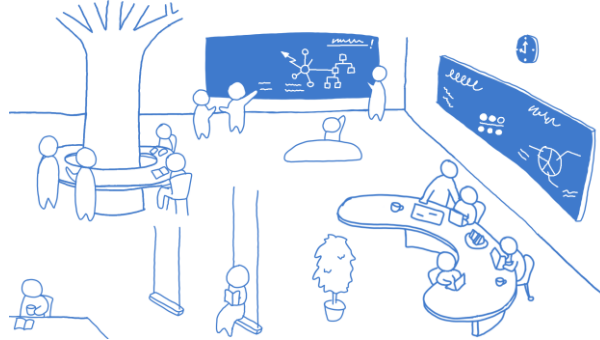
店舗前の歩道空間を活用したテラス営業、仮設コンテナによる店舗営業、マルシェ開催など

【河川（河原）活用の例】



良好な河川空間を活用しグランピング事業やイベント開催など

【施設活用の例】



県有施設、廃校などの空き部屋や空き空間を活用したコワーキングスペース、ワーケーション施設など

● 官（行政）と民間事業者の役割分担

民間事業者



【民間事業者の役割】

- ・ よりよい地域のためにという公共心を持つ。
- ・ 自主自立するまちづくり事業を行い、適正な利益を上げる。
- ・ 利益が積み上がったなら、それをまちに再投資する。

公共施設・空間を活用して、
持続可能なまちづくりにつなげる



行政



【行政の役割】

- ・ 民間の主體的な参加を促す仕組みを用意する。
- ・ 積極的な民間の事業化を支援する。
- ・ 稼ぐことだけを目的とせず、公共心を持った民間をしっかりと選ぶ。

● 対象とする施設

群馬県が管理する公共施設・空間が対象となります。

● 対象とする施設

群馬県が管理する主な施設は以下のとおりです。使用の可否、使用条件は各施設により異なります。手続きについては、「公共施設・空間を活かしてあなたのまちを盛り上げませんか？～道路・公園・河川（河原）・公共施設の利用手続きガイド～（以下、手続きガイド）」に掲載しています。



県道前橋停車場線



国道407号

◆ 道路

県道および三桁国道
(国道120号、122号、
407号など)

◆ 公園

敷島公園、群馬の森、
金山総合公園、多々良沼公園、
観音山ファミリーパーク、
赤城公園、榛名公園、森林公園 など



赤城公園



群馬の森



一級河川鶴生田川



一級河川八瀬川

◆ 河川（河原）

一級河川※1（利根川、渡良瀬川、
鶴生田川（城沼）、県営ダムなど）

※1 国管理区間の一級河川は対象外です

◆ 施設

庁舎等、県営住宅、
県立学校（廃校施設※2）、
生涯学習センター、ぐんま天文台、
ぐんま昆虫の森、など

※2 廃校以外の学校施設は対象外です



ぐんま天文台



金井淵団地

● 取組のサポート

必要な手続きは「手続きガイド」に掲載しておりますので、活用検討にあたっての参考にしてください。

また、群馬県では民間事業者の積極的な公共施設・空間の活用を推進しています。

手続き等に不安をお持ちの方は、下記窓口にご相談ください。

相 談 窓 口

〒371-8570
群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県県土整備部都市計画課

✉ machi-kikaku@pref.gunma.lg.jp

ぐんまトライアル・サウンディング

～“お試し利用”から始める公共施設・空間の暫定利用制度～

行政が保有する公共施設・空間の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。

例えば、公園でカフェ営業などを実際に試してみることで、民間事業者は立地、使い勝手、採算性等、集客の反応をみることができます。

行政にとっても、複数年貸付などの判断はハードルが高いため、民間事業者の集客力、信用、施設との相性などを実際に確かめることで、信頼できる民間事業者かどうかを判断できます。また公募を行うことで、合意形成がスムーズにできるなどのメリットがあります。

ぐんまトライアル・サウンディングの流れ

ニーズはある？
採算は取れる？
どんなことなら出来る？

活用して大丈夫だろうか？
使用する条件はどうしよう？
合意形成はどう進めようか？

